

玉川地区地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	玉川地区 (神之原集落、荒神集落、粟沢集落、田道集落、中沢集落、上北久保集落、北久保集落、子之神集落、山田集落、穴山集落、菊沢集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	264.06 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	264.06 ha
② 田の面積	233.74 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	30.31 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ハケ岳西麓と豊富な水源により施設園芸(野菜・花き)と水稻の複合農業が発達した。しかし昭和の終盤より生産者が減少し、現在農業者の平均年齢73歳と高齢化が進み、地域環境条件も変化し、さらに遊休農地の更なる増加が懸念されることから持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進める為、新規就農者を確保・育成しつつ、農業法人、集落営農組織、兼業農家、半農半X、地域住民などを多様な担い手も交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。この為分散する担い手の農地を集約化するとともに地域で取り組める新たな園芸作物の栽培方法を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の特産物である園芸作物については高付加価値農業の取り組みを段階的に進めるため農地の集積・集約化を高め、さらに農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。併せて新たな土地利用型作物としてブロックバーを推進し、さらに地産地消に向けた西洋野菜の少量多品目化の生産に向けた水田の畠地化をすすめる。また、地域コミュニティーの活性化の為地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築をはかる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農振農用地区域内の農地(基盤整備区域)及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域(青地)とし、その区域と住宅地との間にある農地(未基盤整備区域)は保全・管理を行う区域とする。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	24.5 %	将来の目標とする集積率	50 %
--------	--------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数、及び面積は、10箇所、平均 200a(令和6年度時点)

団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を図るとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を拝借し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等の為の基盤整備、水路改修修繕を2032年までに検討・実施する。(栗沢集落内・子の神集落内)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目ない取り組みを援助展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

小規模農家の農作業の効率化を図る為、水稻基幹作業(苗生産)はJAへ委託するとともに、それ以外の作業は南部受託部会へ委託する。また、転作作物のそばの刈取作業は、市のそば生産者協議会に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①中沢・田道集落では猪や鹿の被害が拡大しないよう防止柵(電気柵)を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成をすすめる。
②地域特産物を対象に地産地消を推進する為、減農薬減肥料栽培農業への切り替えを段階的に進め、環境調和型農業(環境負荷低減対策)を実践します。有機農産物は学校給食や病院食への提供を検討する。
③水稻栽培ではコスト削減が重要となるが、スマート農業を取り入れ労働力削減に向けて取り組む。

ドローン、ラジコン草刈り機、自動給水水門等

④穴山集落では畠作物(そば)が多数作付けられているが、連続して栽培されている農地はを畠地化をすすめる。
⑦水稻栽培では地区内外からの耕作者が見込まれる為、特に草刈り作業については地区内外を問わず、年3回以上畦畔、水路、通路等草刈りを実施する栽培管理協定を定める。
⑧圃場整備で老朽化が見込まれる水路改修修繕を実施し、未整備圃場(栗沢集落・子の神集落)では畠地化も視野に入れながら区画整備を検討する。